

# 小笠原諸島振興開発事業 事業評価マニュアル

## 1. 小笠原諸島振興開発事業の評価手法の考え方

小笠原諸島振興開発事業について事業評価を行うに当たっては、小笠原諸島振興開発特別措置法や小笠原諸島振興開発計画において示された振興開発の趣旨を十分に踏まえること、及び、自然的条件が厳しく、本土から1000km以上離れた外洋離島であり、交通手段においても厳しい状況にある小笠原諸島における事業であることを考慮する必要がある。

したがって、費用対効果分析等の数的評価手法については、類似事業において導入されている場合においても、小笠原諸島の置かれた諸条件をかんがみれば、本事業に同様の形で導入することは、なじまないと考える。

そのため、本事業の評価手法については、当該地域の現状を見極めた上で、小笠原諸島振興開発計画等との適合性、小笠原諸島の特殊性故に求められる事業内容等の観点から評価し、その地域の振興開発に資するかどうか、住民の日常生活及び産業活動を支えるために必要な機能の確保に資するかどうか等の可能性を総合的に判断し、評価することとする。

なお、上記の評価において採択妥当性が確保できない事業については、類似事業において導入されている評価手法を参考に評価を行い、効率性等の観点から評価することとする。

## 2. 本事業評価マニュアルの位置づけ

本事業評価マニュアルは、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づく小笠原諸島振興開発計画により実施される小笠原諸島振興開発事業を対象とした、補助金交付の適格性についての事前の評価を実施するためのものである。

事業の評価は、「政策評価に関する標準的ガイドライン」（平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了承）において、「事前の時点で評価を行い、途中や事後の時点での検証を行うことにより、行政活動の採否、選択等に資する情報を提供することを主眼として実施するもの」と定められている。

本マニュアルにおいても、事業計画の立案段階で、小笠原諸島振興開発事業として立案される個別の事業について、その補助事業としての採択の可否について検討する際に活用することが期待されるものである。

## 3. 評価実施主体

評価の実施主体は、国土交通省とする。

評価に先立ち、事業の実施主体が評価に必要な資料を作成、国土交通省に提出することとする。

## 4. 評価対象事業

評価単位は、小笠原諸島振興開発事業として新規に企画立案される個別の事業とする。

評価対象となる事業は、主に施設・設備の整備にかかる以下に示す事業とする。なお、以下で評価対象外となっている事業、新たな分野での事業等についても、国土交通省の判断により、本事業評価の対象とする。

なお、新規の企画ではないものの、法定耐用年数を越えたもの、著しく陳腐化したもの、メンテナンスコストがかかりすぎるもの等にかかる改築・改修等の場合についても、本事業評価の対象とする。

交通基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>――港湾</li> <li>――道路</li> <li>――空港</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■港湾整備</li> <li>■道路整備</li> <li>■空港整備</li> </ul>
産業基盤施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>―農業</li> <li>―漁業</li> <li>―観光業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ほ場造成</li> <li>■農業試験地</li> <li>■農業協同組合施設</li> <li>■畜産指導所</li> <li>■水産センター</li> <li>■漁港整備</li> <li>■共同利用施設（漁協）</li> <li>■自然公園</li> </ul>
生活基盤施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>―水道</li> <li>―住宅</li> <li>―衛生</li> <li>―医療・福祉</li> <li>―文教</li> <li>―公園</li> <li>―IT基盤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■簡易水道</li> <li>■住宅整備</li> <li>■ごみ処理施設</li> <li>■し尿処理施設</li> <li>■急患搬送施設</li> <li>■診療所建物</li> <li>■社会福祉施設</li> <li>■保健所出張所</li> <li>■幼稚園整備</li> <li>■小・中学校整備</li> <li>■高等学校整備</li> <li>■教職員住宅整備</li> <li>■社会体育施設</li> <li>■都市公園</li> <li>■IT基盤整備（地域インター・イントラ）</li> </ul>
防災・国土保全		<ul style="list-style-type: none"> <li>■小規模河川改修</li> <li>■砂防</li> <li>■地すべり</li> </ul>

## 5. 評価の視点

「政策評価に関する標準的ガイドライン」（平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了承）においては、評価の視点として、以下の5つの視点が挙げられており、そのうち、評価の目的、評価対象の性質等に応じて具体的に実施するよう定められている。この中で、主に事業評価のレベルにおいて実施することが妥当な視点としては、一般に「必要性」、「効率性」、「有効性」が挙げられている。

### 「政策評価に関する標準的ガイドライン」において挙げられた評価の視点

- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 「必要性」 | ： 目的の妥当性や行政が担う必然性があるかなど             |
| 「効率性」 | ： 投入された資源量に見合った結果が得られるかなど           |
| 「有効性」 | ： 期待される結果が得られるかなど                   |
| 「公平性」 | ： 政策の効果の受益や費用の負担が公平に配分されるかなど        |
| 「優先性」 | ： 上記観点からの評価を踏まえ、他の政策よりも優先的に実施すべきかなど |

評価は、類似内容の事業において既に定められている事業評価手法を参考にして行うこととする。ただし、小笠原諸島振興開発特別措置法の目的が、下記のように定められている状況に鑑み、下記に掲げる小笠原諸島の特殊事情を考慮した評価基準を併用することとする。

### 小笠原諸島振興開発特別措置法の目的

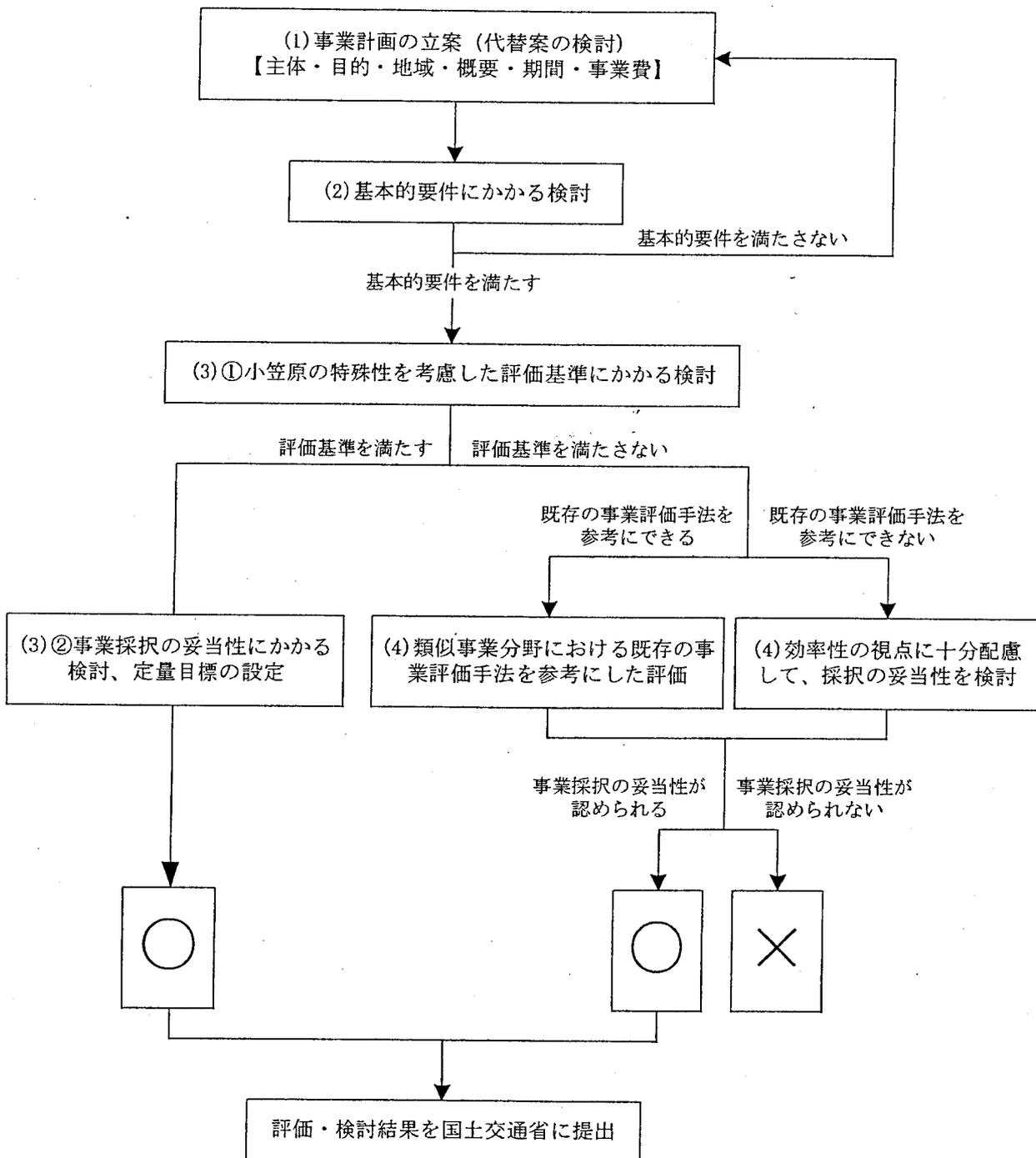
この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、総合的な振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もって住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。
--

### 小笠原諸島における特殊事情

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 東京から約1000km離れていること         |
| <input type="checkbox"/> 25時間半かかり約1便/6日しかアクセスがないこと  |
| <input type="checkbox"/> 強制疎開から本土返還まで24年間の空白期間があること |
| <input type="checkbox"/> 自然環境保全上重要な地域であること          |
| <input type="checkbox"/> 外洋離島特有の厳しい自然環境下にあること       |
| <input type="checkbox"/> 広大な圏域と豊かな資源を有する地域であること     |

## 6. 評価の仕組み

小笠原諸島振興開発事業として実施することを目的に企画立案された個別の事業案については、以下の手順により評価を実施するものとする。



- (1) 事業計画の策定に際しては、原則として、事業の目的を明確に設定した複数の事業案（代替案）を検討の上、最も総合的な効率性に優れた事業を選定することとする。

代替案との比較を行う際には、事業の目的、規模、費用、実施期間等について検討する。

なお、代替案が考えられない場合には、その理由を明示すること。

（注：総合的な効率性の検討に当たっては、費用は概算見積を用い、効果については主なものについて定性的、定量的に評価する簡易な費用対効果分析等を行うことが望ましい。）

- (2) 各事業については、以下の基本的要件に適合する必要がある。

【基本的要件（必須項目）】

- 民間等の事業者による十分な整備が見込めないこと
- 国民ニーズ、住民ニーズに十分適合していること
- 自然環境の保全について配慮されていること
- 自然条件に耐え、適正に機能するよう配慮されていること

(3) 基本的要件を満たす事業について、事業目的が下記①に示す評価基準に基づき評価を行うものとする。

また、①の評価基準を満足するものについて、あわせて下記②により、事業採択の妥当性にかかる検討を行うとともに、定量目標を定めることとする。

ここで実施した評価・検討結果及び目標設定については、事業計画書とともに国土交通省に提出することとする。

① 事業目的が、小笠原諸島の特殊性に鑑み確保・促進することが不可欠と考えられる以下の評価基準のいずれかを満足していること。

【評価基準】

1) 住民の日常生活及び産業活動を支えるために必要な機能について、

シビルミニマムとして必要であること、または他地域並みの水準を確保すること  
(住民の健康で文化的な生活のために最低限必要な機能を整備するもの、または伊豆諸島等の離島など類似地域で確保されている水準と同程度の水準を確保するもの)

村内自己完結性を確保すること  
(一般には規模の小さい自治体においては周辺自治体との連携により地域的に整備すべきであるが、小笠原の隔絶性に鑑み、村内だけで住民に提供することが必要な機能を整備するもの)

リダンダンシーを確保すること  
(ライフラインや産業の存立にかかる機能について、災害等の緊急時における代替手段、経路を整備するもの)

2) 帰島者に対し、その定着と生活の安定のために必要な措置をとること

② 評価基準を満たした事業案については、以下の項目について検討を行う。

【事業採択の妥当性にかかる検討項目・定量目標】

- 整備する施設・設備の規模の決定経緯
- 事業の実施により期待される効果の内容・プロセス・受益者・時期
- 当該効果が見込まれる時点における、各々の効果の定量的目標及び受益者数の目標

- (4) 基本的要件を満たす事業のうち、評価基準を満たさないものについては、各事業所管省庁において類似の事業を対象として定められた事業評価手法（案を含む）に準拠して評価を行うものとする。

各事業所管省庁において定められている事業評価手法（案を含む）のうち、平成13年度現在において小笠原諸島振興開発事業の評価に準拠可能なものは別紙3のとおりである。（各事業評価手法の概要については、別紙4参照）。

準拠可能な事業評価手法（案を含む）のない以下に該当する事業については、費用対効果等の効率性の視点に十分配慮して、採択の妥当性にかかる検討を独自に行い、採択の可否について評価する。

【政府等において定められた事業評価手法（案を含む）を参考にできない事業】

- 準拠可能な事業評価手法が存在しない事業案
- 準拠可能な事業評価手法が存在するが、その手法の想定する対象事業の内容等に鑑みて、手法を援用することが困難な事業案（手法の想定している事業規模が、事業案の規模と著しく違う場合等）

本項目にかかる評価・検討にかかる資料については、事業計画書とともに国土交通省に提出することとする。

【平成13年度までに公表された関連事業評価手法（案を含む）一覧】

事業評価手法（案を含む）	参考にしうる 評価対象事業
□港湾整備事業の費用対効果分析マニュアル（平成11年5月） 運輸省	港湾整備
□費用便益分析マニュアル（案）（平成10年6月） 建設省	道路整備
□農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について 農林水産省	農業協同組合施設 ほ場造成
□畜産振興総合対策事業実施要綱の制定について 農林水産省	畜産指導所
□漁港漁村活性化対策事業の地区認定基準 水産庁	漁港
□水産関係公共事業の事業評価実施要領 水産庁	漁港 共同利用施設
□沿岸漁業漁村振興構造改善事業の地区認定基準 水産庁	水産センター 共同利用施設
□水産物産地流通加工施設高度化対策事業の地区認定基準 水産庁	共同利用施設
□自然公園等事業の新規採択の基準（案） 環境省	自然公園
□公営住宅整備事業の新規事業採択時評価手法の解説（平成11年4月） 公共住宅事業者等連絡協議会	住宅整備
□公営住宅整備事業等に係る新規採択時評価実施要領細目 公共住宅事 業者等連絡協議会	住宅整備
□平成11年度新規事業採択時評価における判断基準 公共住宅事業者等 連絡協議会	住宅整備
□住宅地区改良事業等費用対効果分析マニュアル（案） 建設省	住宅整備 教職員住宅整備
□水道事業の費用対効果分析マニュアル 日本水道協会	簡易水道
□大規模公園費用対効果分析手法マニュアル（平成11年12月）（社） 日本公園緑地協会	都市公園
□水系砂防対策事業の費用便益分析マニュアル（案）（平成12年2月） 建設省	砂防
□地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル（案）（平成11年8月） 建設省	地すべり
□空港整備事業の費用対効果分析マニュアル（平成11年12月）（財） 運輸政策研究機構	空港整備
□治水経済調査マニュアル（案）（平成12年5月） 建設省	小規模河川改修
□河川に係る環境整備の経済評価の手引き（試案）[別冊] 河川に係 る環境整備の経済評価研究会	小規模河川改修
□河川局関係事業における事業評価について（平成13年3月）（建設省 所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領） 国土交通省（建設 省）	小規模河川改修

## 7. 評価結果の様式

6. に基づいて実施された評価結果のとりまとめの様式を次ページに示す。なお、本様式例は、6. (2)及び(3)について定めたものであり、(4)については、各省庁で定められた様式を活用するなど評価・検討の内容に応じて適切な様式でとりまとめるものとする。

新規事業採択時評価の結果（とりまとめ様式例）

事業名			
事業実施地		事業実施主体	
事業概要			
事業期間		総事業費	
事業目的			
以下の全ての配慮要件を満たすことを具体的に明らかにする。			
<input type="checkbox"/> 民間等の事業者による十分な整備が見込めないこと			
<input type="checkbox"/> 国民ニーズ、住民ニーズに十分適合していること			
<input type="checkbox"/> 自然環境への悪影響を最低限にするよう配慮されていること			
<input type="checkbox"/> 自然条件に耐え、適正に機能するよう配慮されていること			

以下のいずれかの評価基準を満たすことを具体的に明らかにする。

住民の日常生活及び産業活動を支えるために必要な機能について…

シビルミニマムとして必要であること、  
または他地域並みの水準を確保すること

村内自己完結性を確保すること

リダンダンシーを確保すること

以下の事項について検討を行い、検討結果、目標を具体的に明らかにする。

整備する施設・設備の規模の決定経緯

事業の実施により期待される効果（各効果ごとに記入）

内容			
プロセス			
時期			
受益者		受益者数目標	
定量目標			